

野外活動センター管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

岩手県教育委員会

教育長 佐藤 博

岩手県教育委員会規則第6号

野外活動センター管理運営規則の一部を改正する規則

野外活動センター管理運営規則（昭和49年岩手県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>岩手県立高田松原野外活動センター</u>（以下「センター」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(休所日)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>野外活動センター条例</u>（昭和49年岩手県条例第18号。以下「条例」という。）<u>第1条の2に規定する指定管理者</u>（以下「指定管理者」という。）は、必要があると認めるときは、<u>教育長の承認を得て</u>、第1項の休所日以外の日において臨時に休所し、又は同項の休所日において臨時に開所することができる。</p> <p>(許可の申請)</p> <p>第4条 条例第1条の4第1項の規定による許可（以下「許可」という。）を受けようとする者は、指定管理者が定める申請書を指定管理者に提出しなければならない。</p> <p>(損傷等の届出)</p> <p>第6条 許可を受けた者は、施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、速やかに<u>指定管理者</u>に届け出てその指示を受けなければならない。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>岩手県立野外活動センター</u>（以下「センター」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(休所日)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>教育長</u>は、必要があると認めるときは、第1項の休所日以外の日において臨時に休所し、又は同項の休所日において臨時に開所することができる。</p> <p>(許可の申請)</p> <p>第4条 <u>野外活動センター条例</u>（昭和49年岩手県条例第18号。以下「条例」という。）<u>第1条の4第1項の規定による許可</u>（以下「許可」という。）を受けようとする者は、指定管理者が定める申請書を指定管理者に提出しなければならない。</p> <p>(損傷等の届出)</p> <p>第6条 許可を受けた者は、施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、速やかに<u>教育長</u>に届け出てその指示を受けなければならない。</p>
2	<p>(使用時間)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 <u>指定管理者</u>が必要と認めるときは、前項の使用時間を臨時に変更することがある。</p> <p>(許可の申請)</p> <p>第4条 <u>野外活動センター条例</u>（昭和49年岩手県条例第18号。以下「条例」という。）<u>第1条の4第1項の規定による許可</u>（以下「許可」という。）を受けようとする者は、<u>指定管理者が定める申請書を指定管理者に提出しなければならない。</u></p>	<p>(使用時間)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 <u>教育長</u>が必要と認めるときは、前項の使用時間を臨時に変更することがある。</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第4条 <u>野外活動センター条例</u>（昭和49年岩手県条例第18号。以下「条例」という。）<u>第1条の2第1項の規定による許可</u>（以下「許可」という。）を受けようとする者は、<u>別に定める様式による野外活動センター使用許可申請書を教育長に提出しなければならない。</u></p>

<p>(許可の条件)</p> <p>第5条 次に掲げる事項は、許可の条件とする。</p> <p>(1) 使用を終わったとき、又は<u>条例第1条の6</u>の規定に基づき許可を取り消されたときは、<u>指定管理者</u>の指示に従って、速やかに後片付けその他の整理整頓をすること。</p> <p>(2) 中学校生徒以下の者が使用する場合は、成人の<u>引率者</u>があること。</p> <p>(3) その他センターの維持管理のためにする<u>指定管理者</u>の指示に従うこと。</p>	<p>2 <u>前項の許可を受けた事項を変更しようとする者は、別に定める様式による野外活動センター使用変更許可申請書を教育長に提出し、許可を受けなければならない。</u></p> <p>3 <u>教育長は、前各項の許可をしたときは、別に定める様式による野外活動センター使用許可書又は別に定める様式による野外活動センター使用変更許可書を交付するものとする。</u></p> <p>(許可の条件)</p> <p>第5条 次に掲げる事項は、許可の条件とする。</p> <p>(1) 使用を終わったとき、又は<u>条例第1条の4</u>の規定に基づき許可を取り消されたときは、<u>教育長</u>の指示に従って、速やかに後片付けその他の整理整頓をすること。</p> <p>(2) 中学校生徒以下の者が使用する場合は、成人の<u>引率者</u>があること。</p> <p>(3) その他センターの維持管理のためにする<u>教育長</u>の指示に従うこと。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、同年5月1日から施行する。